

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項	本評価書では以下の略称を用いています。 「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年／デジタル庁／総務省令第9号)
------	--

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 統合宛名システム(団体内統合宛名番号連携サーバー) 5 サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第7、16、17条 住基法第5、6、7、8、12、12の4、14、22、24条の2、30条の6、30条の10、30条の12
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民協働推進部市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部庶務課 〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 Tel0258-39-2203
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民協働推進部市民課 〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 Tel0258-39-7514
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等については申請書からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)		74の項の追加	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)		85の2の項の追加	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (①部署)	市民部市民課	市民協働推進部市民課	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ライルの取り扱いに関する問合せ連絡先	市民部市民課	市民協働推進部市民課	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署		新様式への変更に伴う役職名の記載	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月21日	IVリスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第7、16、17条 住基法第5、6、7、8、12、14、24条の2、30条の6、30条の10、30条の12	番号法第7、16、17条 住基法第5、6、7、8、12、12の4、14、22、24条の2、30条の6、30条の10、30条の12	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年6月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項	事後	重要な変更に当たらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	I 関連情報 ①特定個人情報を取り扱う業務 ②事務の概要	(略) 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う(別添1を参照) 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認	(略) 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	I 関連情報 ①特定個人情報を取り扱う業務 ③システム名称	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 統合宛名システム(団体内統合宛名番号連携サーバー)	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 統合宛名システム(団体内統合宛名番号連携サーバー) 5 サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	「条例」…………長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	「条例」…………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年8月13日	表紙 特記事項	「番号法」…………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第5号) 「主務省令②」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第7号) 「条例」…………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」…………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年／デジタル庁／総務省令第9号)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年8月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年8月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年8月13日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するカリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月13日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するカリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等については申請書からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年8月13日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更に当たらない項目